

事 務 連 絡

平成18年3月7日

各保険医療機関

各保険薬局

各訪問看護ステーション

各施術所取扱者 殿

徳島県国民健康保険団体連合会

特別療養費にかかる療養の届書の提出手続きについて（お願い）

平素は、本会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記についての取り扱いが増えてきています。窓口業務を円滑に進めるため、改めて提出手続きについて通知いたします。よろしくお取り扱いをお願いします。

担 当 審査課第2係

TEL (088) 666-0115

特別療養費の提出方法について

1. 届書の様式

- (1) 届書の様式は、現行の診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」という。）を代用して使用することになっております。
- (2) この届書として使用するレセプトの上部余白には「特別療養費」と朱書することになっております。

2. 送付書の用紙

- (1) 提出に要する送付書は、現行の診療（調剤）報酬請求総括送付書（以下「総括送付書」という。）の用紙を使用します。
- (2) この総括送付書の左・上部余白には「㊦」と朱書して下さい。
- (3) 作成方法は、一般分の取り扱いに準じて、当該欄に「件数・日数・点数」を記載して下さい。

3. 提出方法

提出されるときは、次の方法により取り扱って下さい。

(1) 様式区分

提出書類		摘要
1	届書	診療（調剤）報酬明細書（レセプト） 現行の様式を代用して「特別療養費」又は「㊦」と朱書して使用する。
2	送付書	診療（調剤）報酬請求総括送付書（総括送付書） 1. 現行の用紙に「特別療養費」又は「㊦」と朱書して使用する。 2. 県内分は、「県内専用」の用紙に、県外分は「県外専用」の用紙を使用する。

(2) 綴り順序

届書としてのレセプトは、総括送付書に一括取りまとめて、下図のように綴じて下さい。

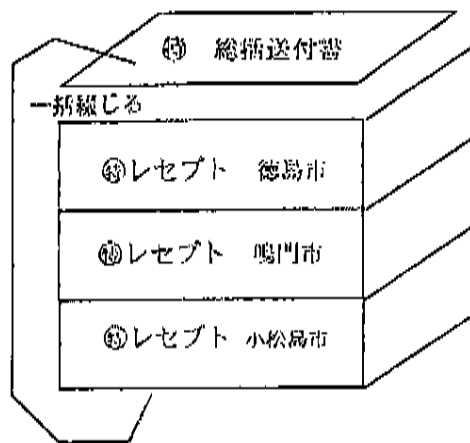
このとき、一般分のレセプトとは、区分して提出を願います。（別綴じ）

「国民健康保険被保険者資格証明書」持参者の取り扱いについて

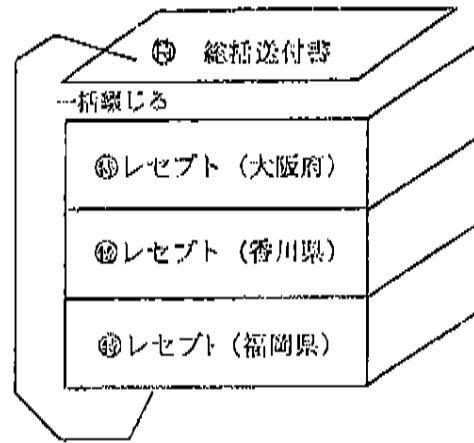
1. 国民健康保険料（税）を特別な理由もなく延滞している国保加入者は、市町村に被保険者証を返還し、その代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」（以下、「資格証明書」という。）が交付されることとなります。
2. 「資格証明書」の交付を受けている者は、療養を受けるとき、医療機関の窓口で「資格証明書」を提示します。
但し、「資格証明書」は国保の被保険者であることを示す証明書としての役割のみであり、一部負担金の支払のみで医療を受けられる被保険者証ではありませんので、「資格証明書」の交付を受けている者は、かかった医療費の全額を医療機関に支払います。
3. 「資格証明書」の交付を受けている者は、この自己負担した全額分について、「特別療養費」として市町村に申請しますので、医療機関は必ず領収書を発行して下さい。
領収書の記載については、特別療養費に係る費用の額とその他の費用の額（室料及び歯科材料の差額など保険給付外のもの、又は特別療養費以外の療養の給付の一部負担等）を区分して記載して下さい。
4. 国保法施行規則第27条の6の規定により、「資格証明書」の交付を受けている者を治療した医療機関は「届書」を国保連合会へ提出していただくこととなります。なお、「届書」の様式は「診療（調剤）報酬明細書（以下レセプトという。）」を代用して使用することになっております。
対応及び国保連合会に提出する際の注意点として、
 - ① 「資格証明書」を確認して下さい。（県外の者も含む）
 - ② 保険点数での請求を行って下さい。
 - ③ 窓口では治療費の全額を患者から徴収して下さい。
 - ④ レセプトの上部余白に「特別療養費」又は、「㊦」と朱書きして下さい。
 - ⑤ 送付書「診療（調剤）報酬請求総括送付書」に「特別療養費」又は、「㊦」と朱書きして、毎月10日まで提出して下さい。

※ 通常提出されるレセプトと、別綴じにして提出して下さい。
5. 国保連合会は、「届書」の内容を審査し、その結果については、療養のあった月の翌々月の末日までに当該レセプトの写し（コピー）に確認印を押印し、国保連合会名を持って当該医療機関に通知します。

事例1 県内専用



事例2 県外専用



以上、医科・歯科・調剤・施術とも共通の取り扱いです。

4. 提出期限

- (1) 届書としてのレセプト等は、各月分について、翌月10日までに本会に提出して下さい。
- (2) 提出されるときは、一般分レセプト綴の上部にして下さい。(別綴じ)

5. 審査結果の通知

- (1) 届書としてのレセプトの審査結果については、審査後、当該レセプトの写(コピー)に確認印を押印し、本会名をもって通知いたします。
- (2) この通知は、審査月の翌月末までに一般分とあわせて同時期に通知します。

